

Ⅳ. 重点施策の事業実施状況

重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～

(1-3 子どもの居場所づくり)

子どもの居場所ネットワーク事業の実施【こども支援課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進による、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を実施しました。実施にあたり、市域コーディネーターに加えて、7圏域に圏域コーディネーターを配置しました。令和5年度(2023年度)の主な実績は、下記のとおりです。

1. ポータルサイト「いこっと」の更新

「子どもの居場所について知りたい」「居場所の取組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所55か所の情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を随時更新しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



Web



Facebook



2. 居場所づくり人材バンクの運営

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の人材バンク登録制度「いこっとサポーター」において、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポーターのマッチング等を継続実施し、居場所利用者の保護者向け講演会、居場所での工作体験やワークショップ、演奏会等のイベントの実施を目的に、11団体に計23回の人材派遣を行いました。

3. 個別団体の居場所づくり支援

新規立ち上げとして、障害者就労施設やお寺を拠点とした居場所づくりのほか、高齢者介護施設の取組み等を支援しました。

また、既存団体の支援として、新しい活動に関する支援や食材提供、助成金情報の提供等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



4. 圏域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築を目

的に、居場所の活動状況の共有、地域の子どもに関する情報交換や、虐待・ネグレクトに関する支援への繋ぎをテーマにした交流会等を、全7圏域で実施しました。

5. 市域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、新規で活動を開始した居場所の紹介のほか、活動に関わる課題や解決策・連携方法について、参加者のテーマ提示によるグループディスカッションを行いました。

6. 居場所ボランティア講座の実施

子どもに関わりたい人が子どもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動を始めるための3回連続講座を実施しました。先進的に活動している居場所運営者を講師に招き、居場所での子どもとの接し方についての講演を行ったほか、既存の居場所運営者によるブース出展を実施し、受講者が実際に活動している運営者の話を直接聞き、居場所の現状を学ぶ機会としました。



今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支えらるとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付【こども支援課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を令和3年度（2021年度）から引き続き実施しました。

令和5年度（2023年度）においては、31団体を補助し、延べ30,291人の居場所への参加と、延べ991世帯へお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。

豊中市
子どもの居場所づくり
推進事業補助金
いこっと補助金

豊中市は、子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭の見守り等を行う団体に対して、補助金を交付します。

詳しくは、豊南および
こどもの交流センターに確認ください。

●お問い合わせ：お申込み●
豊中市 こども未来課 こども政策課
〒561-8501 豊中市中板屋3-1-1
☎06-6458-2224
E-mail: kodenew@city.toyonaka.nara.jp

「いこっと」は、
豊中市子どもの居場所
のポータルサイトの名称です。
いこっと

子どもの居場所・相談支援拠点事業の実施【こども支援課・人権政策課】**拡充事業**

子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型の子どもの居場所をいこっと home、人権平和センター豊中、人権平和センター壘池の3か所で実施し、支援対象児童等（延べ2,107人）に対し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問等の支援を行いました。

また、支援対象児童等が抱える課題に応じて、市、学校、関係機関、他の居場所運営者等と連

携しながら支援を行ったほか、子どもの居場所・相談支援拠点においては、子どもの居場所ネットワーク事業の事務局拠点として、民間居場所運営者・ボランティアの相談対応、会合・研修・寄付等の物資保管の場としても活用しました。

今後は、改正児童福祉法の「児童育成支援拠点」と位置づけ、市内7圏域へ順次設置していくとともに、開催頻度などの条件を緩和した「豊中型認定居場所」を新設することで、支援型居場所を拡充していきます。また、はぐくみセンターが核となり、既存の地域の居場所も含めた重層的な相談支援ネットワークを構築することで、必要に応じて継続的・専門的支援に確実につなげる子どもの居場所の相談支援体制を構築していきます。

様々な地域の居場所の取組み

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会による子ども食堂ネットワークにおいて、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員★等の地域団体による、小学校や放課後こどもクラブと連携した子ども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々な子どもの居場所の取組みを行っています。子ども食堂ネットワークに加盟する子ども食堂を対象とした交流会の実施や、くるくるパントリーを通じた食材支援、子ども・若者支援を目的に寄付された寄付金を配布し、子ども食堂マップの更新を行いました。加えて、子ども宅食（弁当配布、延べ1,427食）を通じて子ども・子育て家庭の支援を行いました。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

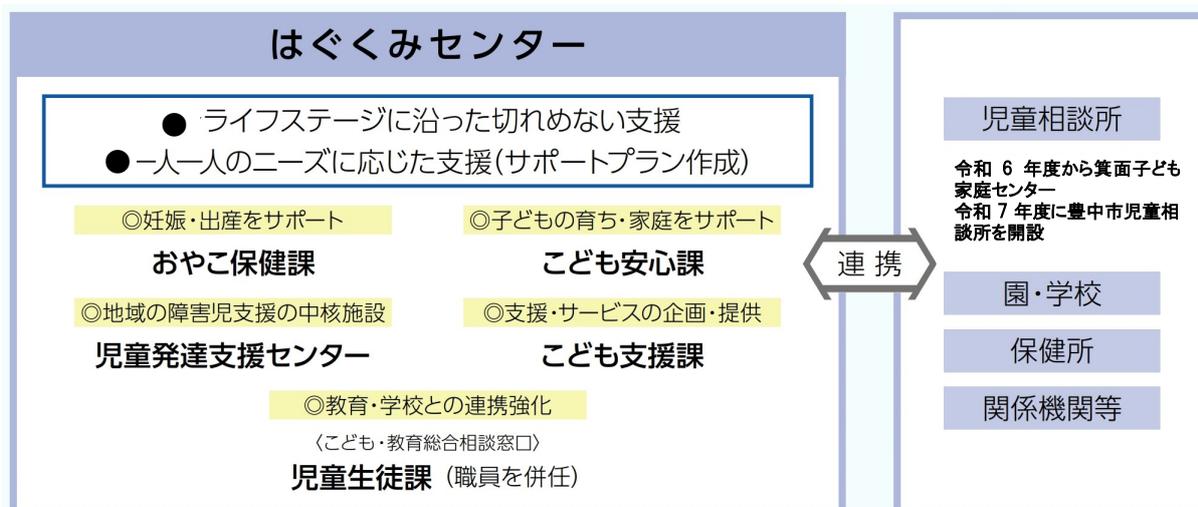
- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-2 子育てに必要な情報提供等)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

はぐくみセンター4月に始動 **新規事業**

改正児童福祉法に規定するこども家庭センター*の機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を、法施行に先立ち、令和5年(2023年)4月に府内で初めて設置しました。すべての妊産婦、子どもとその家庭に対し、改正法で定める児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育も一体となって、ライフステージに沿った切れめのない支援をより確実に届けていきます。

その他、令和5年度(2023年度)は、養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭等を対象に家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を開始したほか、子育て・子育て支援サービスの充実や利用しやすさ向上に向けた検討を行いました。

また、令和5年度(2023年度)は0～18歳までの支援を必要とするお子さんのいるご家庭向けに307件のサポートプランを作成しました。母子保健・児童福祉・障害児支援・学校教育が一体となって課題解決に努めました。



(1) 切れめのない相談支援

こども総合相談窓口【こども支援課】

平成27年度(2015年度)から設置しているこども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでの子どもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

また、こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」についても、同じく365日24時間体制で相談を受付けています。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください



令和2年度（2020年度）から開設している、こども専用チャット相談「とよなかつ子ライン」（毎週水曜 17～21時）については、令和4年（2022年）3月には市立学校で配布されるタブレット端末からも相談できるように設定を行い、子どもからの相談体制を拡充しています。相談窓口が身近なものになるよう、横断幕を掲示したり、市内の小中高等学校へ相談カードを配布したりと、窓口の周知強化を継続しています。

育児のしんどさや子どもにどう対応したら良いか、気になる行動をとる子どもにどう関わったら良いかなど、専門職が保護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関にもつないでいます。子ども自身からは、友人関係、心身の健康のことなどの相談も多数受けており、とよなかつ子ラインでは、特に市立学校配布タブレット端末からの相談も増加しています。今後とも、身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知に努めていきます。

■こども総合相談窓口 相談件数（時間帯別）■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝(日中)	土日祝(夜間)	合計
2021年度	2,995	459	179	215	3,848
2022年度	3,749	470	153	182	4,554
2023年度	5,084	475	171	211	5,941

■子どもからの相談件数（年代別内訳）■ (件)

	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生年代	不明	合計
2021年度	31	196	472	135	51	885
2022年度	103	612	391	104	152	1,362
2023年度	81	568	336	82	245	1,312

■子どもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳）■ (件)

	とよなかつ子ダイヤル	とよなかつ子ライン	合計
2021年度	577	308	885
2022年度	301	1,061	1,362
2023年度	224	1,088	1,312

こども・教育総合相談窓口【児童生徒課・こども支援課】 **新規事業**

令和5年（2023年）4月から設置された、はぐくみセンター内の一機関である当窓口を庄内コラボセンターに設置し、専門相談員、臨床心理士、社会福祉職を配置し、学校や保護者などからの子どものに係る問題行動や様々な悩みなどの相談に対し、関係各課と連携しながら、問題解決に向けた支援につなげるなど、適切に相談業務を行い、延べ247件の相談に対応しました。

今後とも関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、事案を早期に発見し、早期支援につなげられるよう取り組みます。

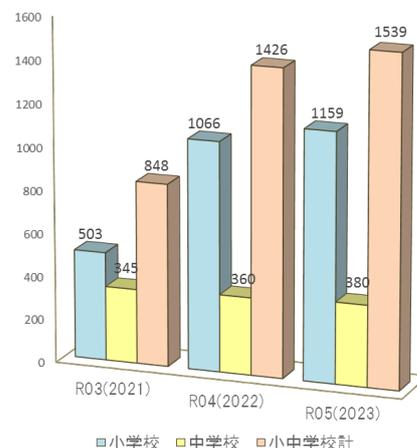
いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト【こども安心課・児童生徒課】

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトとして、こども未来部こども安心課と教育委員会事務局児童生徒課が「いじめ・不登校（長期欠席）・児童虐待対策連絡会議」で連携し、いじめ事案、児童虐待事案等の個別ケース検討をはじめ予防にむけた事業を実施しました。

特にいじめ予防については、未然防止はもとより、早期発見・早期対応としていじめの芽の段階から摘むことが重要です。学校では「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校でいじめ対応に関する方針や計画をたて、いじめ防止に取り組んでいます。いじめは全ての学校、全ての児童生徒に起こりうるものという認識のもと、教職員のいじめに対する感度を高めたり、児童生徒自身がいじめに対する理解を深めたりできるような取組みを行いました。

こども安心課のいじめ予防校区研修会では、児童生徒を対象に弁護士から身近なトラブル事例をもとに、いじめの構造やいじめの当事者以外のまわりの子どもたちの役割について学びました。

いじめの認知件数推移



■令和5年度（2023年度）いじめ予防校区研修会実施実績■

対象	実施校	講師	テーマ
児童生徒	小学校 2校 中学校 1校	弁護士	・身近にあるいじめについて

令和5年度（2023年度）も前年に引き続き、小学校の児童会や最高学年、中学校の生徒会執行部会をはじめとし、子どもたちが主体となっていじめ予防を含めた安心安全な学校づくりを進めていくための支援をしました。各小中学校でオリジナルの下敷きや定規などのグッズを作り、全校児童生徒、全教職員に配布し、いじめ予防の啓発・促進を行いました。このような取組みを全市的にも発信していきます。

こども療育相談【おやこ保健課（児童発達支援センター）】

発達上の様々な困りごとについて、その課題の整理や問題解決に向けての環境づくりや工夫の仕方などを、専門の職員が来所や電話で助言をします。所属施設へアウトリーチ★しての支援方法の提案、地域子育て支援センターでの相談会や発達支援親子教室等身近な地域での支援体制を充実させていきます。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください

■令和5年度（2023年度）こども療育相談事業実績■（単位：人）

基本相談	933
療育支援（来所）	910
療育支援（訪問）	221
巡回相談	301
障害児相談支援事業	33
発達支援保護者講座・相談会	66

保護者支援講座の実施について【こども支援課・おやこ保健課】

「安心感の輪」子育てプログラム連続講座では、連続での参加が難しいとの声をうけ、単発で「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」の講座を土曜日・日曜日に市内3カ所（北部・中部・南部）で実施し、愛着形成について学ぶ機会を提供しました。連続講座は好評につき1クール臨時開催しました。参加者より「少し肩の力を抜いて子育てを楽しめるようになった」「子どもの行動の意味を知った」「子育ての地図をもらったような気持ちになった」等の感想をいただきました。

子育て発達支援プログラムでは、Webを活用するなどの工夫をしながら、それぞれ子どもの育ちに大事なことや子どもと良い関係性を築く技術等を学ぶ連続講座を行いました。成果として、受講前と受講後の行動変容など講座の有効性を確認するとともに、Web講座では普段は外出しづらい保護者の参加など、参加者に広がりが見られました。今後はファシリテーターの育成などにより、さらに効果を広げていけるよう工夫をしていきます。

※ファシリテーターの育成に関しては重点施策3の児童発達支援センター機能の充実（P.21）に詳しく記載しております。

■令和5年度（2023年度）保護者支援プログラム実績■

	「安心感の輪」子育てプログラム	子育て親育ちプログラム （「前向き子育てプログラムトリプルP」）	子育て発達支援プログラム （ペアレント・プログラム ペアレント・トレーニング）
対象	就学前の子どもの保護者	2～12歳の子どもの保護者	発達が気になる子ども（主に3～7歳）の保護者
概要	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育む関わりを学ぶ （連続講座、単発講座「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」）	イライラする、どなるなど子育てに悩んだ時に、子どもが理解しやすく、親子が前向きな関係をつくる具体的スキルを学ぶ （グループ7回・Webセミナー3回連続講座）	子どもの行動・子育てに困り感がある保護者が子どもの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたプログラム （基礎編：6回・ステップアップ編：5回連続講座、1回一日講座）

実績	連続講座 延べ 35 回 延べ 151 組 延べ 288 人参加 単発講座 延べ 3 回 延べ 66 組 延べ 143 人参加	延べ 17 回 延べ 96 人参加	基礎編 参加者 15 名 ステップアップ編 参加者 33 名
----	--	----------------------	-----------------------------------

乳児家庭全戸訪問事業【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師・助産師等による「新生児訪問」、赤ちゃん訪問員・主任児童委員等による「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問するなどの伴走型相談支援を実施し、子育てに不安のある家庭等の支援につなげています。新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん事業の面談率は、99.9%と、前年と同程度の面談率を維持しました。また、赤ちゃん訪問員等からの報告を受け、電話相談や育児支援家庭訪問等の支援を行いました。また、長期里帰りの方にも連絡し、子育て情報を届けています。

今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供・相談・援助に取り組めます。

■乳児家庭全戸訪問事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2019 年度	3,224 人	3,131 人	97.1%
2020 年度	3,330 人	3,236 人	97.1%
2021 年度	3,040 人	2,958 人	97.3%
2022 年度	2,991 人	2,944 人	98.4%
2023 年度	2,939 人	2,938 人※	99.9%

※新生児訪問面談数 1,764 人、こんにちは赤ちゃん事業 面談数 1,280 人
両方の面談を実施した数 106 人

養育支援訪問事業【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供を行うとともに、子育てに対する不安を軽減し、育児をサポートするため、訪問型（アウトリーチ*型）の支援事業を行いました。

子育て支援センターほっぺでは、育児支援家庭訪問として、自ら出向いて支援を求めることが困難な家庭（小学 6 年生までの子どもの保護者）に対し、保育教諭が継続支援を行いました。また、必要であれば専門職（心理職・社会福祉職）が同行し、専門性を活かした効果的な支援を行いました。相談としては、育児ストレス・育児不安・母親の健康・メンタル的な相談内容が約 6 割を占め、子どもの年齢が低いほどニーズが高く、0 歳児が全体の約 4 割、1 歳児が約 2 割を占めています。訪問する中で育児・家事などの支援が必要とされた家庭は、育児及び家事援助支援

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

につながり支援を継続しました。「いつでも気軽に相談できる」「困ったら（家に）来てくれる」という安心感から再度の訪問を希望する家庭が多くあります。今後も引き続き、訪問により育児に関する相談等の支援を行っていきます。

■養育支援訪問事業（子育て支援センター及び保健センターによる専門的相談支援の合計）■

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ訪問回数	470回	568回	826回	813回	1,081回	1,204回

地域子育て支援センターや認定こども園等における相談支援【こども事業課】

公立こども園 16カ所に設置している地域子育て支援センターに地域支援員を配置し、就学前の子どもとその家庭を対象に、子育て講座の開催のほか、親子の遊びや「公園ほっとタイム」など参加者同士の交流の場の提供、子育て情報の発信などを実施しました。また、公立こども園 24カ所においても、子育てに関する身近な相談場所として、子育て・子育てに関する保護者の悩みや負担軽減など心のケアを行うため、電話や対面での育児相談を実施しています。



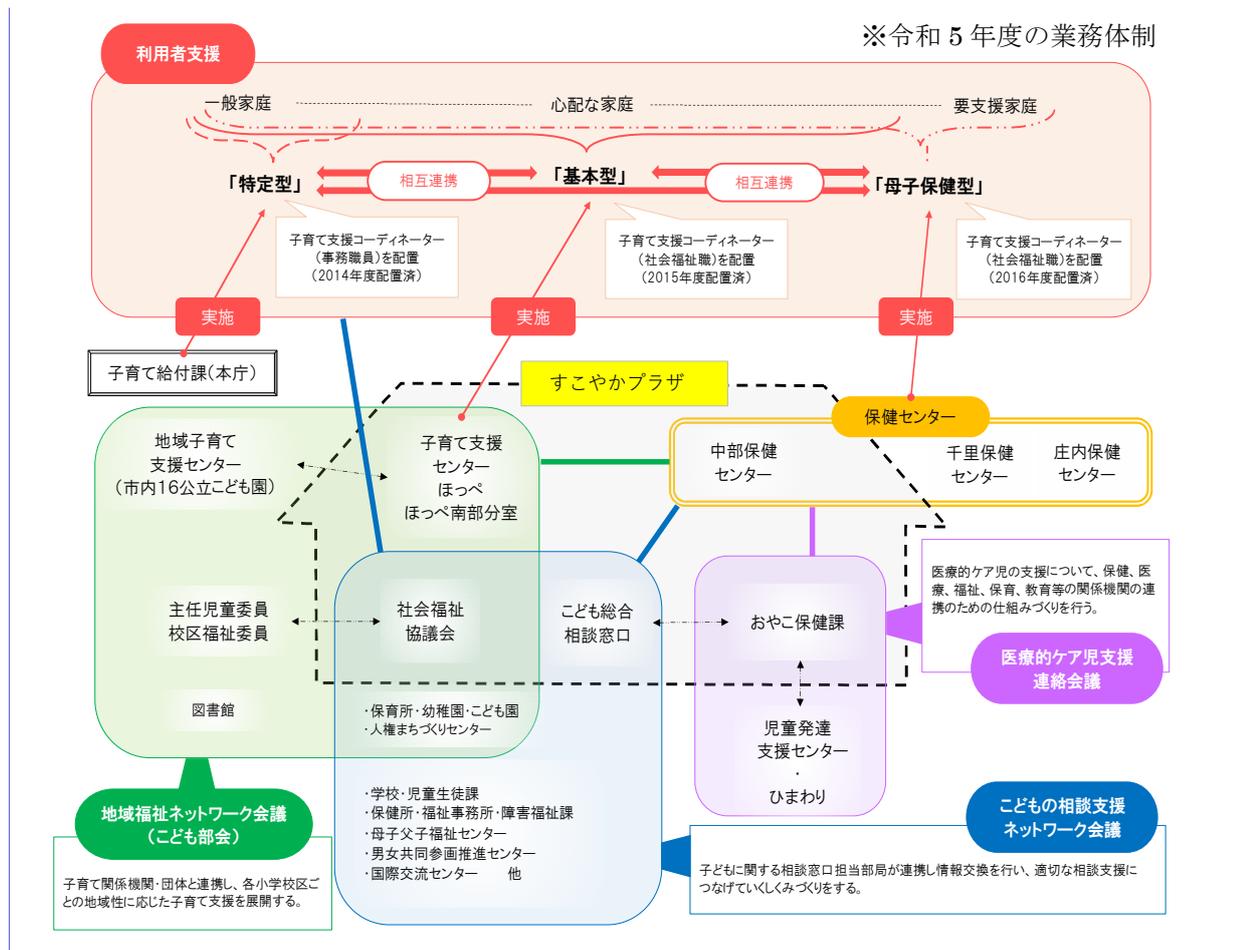
公園ほっとタイムの様相

また、身近に頼れる環境づくりとして、令和5年度（2023年度）から桜井谷こども園にてマイ子育てひろば制度を試行実施しました。市在住の妊婦や未就学児の保護者が地域子育て支援センターに利用者登録することで、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放を利用いただける制度で、子育て支援の充実を図りました。令和6年度（2024年度）からはすべての地域子育て支援センターで実施します。

※マイ子育てひろばに関しては施策の柱ごとの事業実施状況の施策の柱2子育て支援（P.29）に詳しく記載しております。

(2) 分野横断的な相談支援

利用者支援事業【子育て給付課・こども支援課・おやこ保健課】



■利用者支援事業と各相談窓口との連携

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援について個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、また、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークを構築し、不足している社会資源の開発などを目的とする事業です。子育て支援センターほっぺ（「基本型」、市役所の窓口（「特定型」、3カ所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター」（社会福祉職等）を配置し、相互に連携することで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行っています。また、地域の相談支援の充実のため、公立こども園においても副園長を対象に利用者支援員研修を実施し、子育て支援コーディネーター（兼任）として配置しています。

ネットワークの構築については、子育て支援コーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しました。

「基本型」利用者支援事業【こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

地域子育て支援センターや公民館等における出張相談を45回実施しました。相談内容は、主に保育施設や子育て支援の制度についてや、入所・入園・一時保育についてでした。令和5年度より子育て支援センターほっぺ南部分室での相談対応も通年で行い、窓口での相談対応件数が増加しま

した。引き続き、転入者や妊婦等も含めた一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行います。

■「基本型」利用者支援事業相談件数（2023年度）■ （件）

窓口相談	電話相談	出張相談	WEB相談	合計
535	267	214	2	1,018

「特定型」利用者支援事業【子育て給付課】

子ども・子育て支援新制度*への理解を深め、保育所等をよりスムーズに利用できるよう、子育て給付課窓口での利用案内・相談対応において、オンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。（令和5年度実績：187件）

引き続き、オンライン相談を実施するほか、令和6年度（2024年度）から、インターネットでの来庁予約システムを導入し窓口相談での待ち時間短縮を図るなど、利用者の利便性向上に取り組みます。

「母子保健型」利用者支援事業【おやこ保健課（保健センター）】

相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、福祉事務所、くらし支援課、人権政策課、子育て支援センターほっぺ、医療機関、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等へ繋ぎ、支援の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れめのない支援として妊娠届出時の全数面接、妊娠期の個別の支援プラン策定など、ニーズに応じた適切な時期にきめ細かな支援を行いました。

子どもの支援情報一元化システムの活用【こども安心課】

切れめのない相談支援、分野横断的・重層的な相談支援をめざし、子どもや家庭へより早期に確かな支援を行う『子ども家庭支援システム（子どもの支援情報一元化システム）』を構築し、令和5年（2023年）3月より稼働開始しました。

同システムを活用しながら、こども支援課・こども安心課、おやこ保健課、児童生徒課の4課で相互に連携し、情報の一元化を図り子どもや家庭へ包括的な支援を実施しました。このシステムの一元化により担当課間での情報共有が速やかになり子ども家庭への支援をより円滑に行うことができるようになりました。引き続き、児童虐待等の子どもと家庭に関する諸問題の解決のために支援情報一元化システムを運用していきます。

コミュニティソーシャルワーカー*（CSW）とスクールソーシャルワーカー*（SSW）との連携会議【地域共生課・児童生徒課】

CSWとSSWの各専門性を活かした日常的な連携の在り方を協議し、学校と福祉の連携を深めるための交流会を3回実施しました。その中で校区情報等の交換を行い、圏域ごとの状況・特色を相互につかむことにより、有効な支援をしていきました。

今後はこども安心課の各地区サポート係（以下「各地区サポート係」という。）も加えて、CSW、SSWと各地区サポート係で学校と福祉の連携を深めるための交流会を年3回実施するとともに校区情報等の交換を行い、更なる有効な支援を講じます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

（３）迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化

児童相談所開設準備【こども安心課】

全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の児童相談所の開設に向けて検討を進めてきました。令和5年度（2023年度）は、「豊中市児童相談所設置基本計画」に基づき、相談支援体制の検討や施設整備の準備を進めるとともに、職員育成のため大阪府への職員派遣や乳児院誘致に係る事業者の公募を行いました。また、大阪府と協議し、児童相談所設置市への移行に合意しました。さらに、豊中市こども審議会に「社会的養育推進のあり方検討部会」を設置し、本市における「社会的養育推進計画」策定に向けて検討を行いました。

重点施策 3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～

- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 障害のある子どもへの支援

障害のある児童・生徒の通学支援サービス【障害福祉課】

令和4年(2022年)4月より、保護者の体調や就労等の理由によって、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行っています。

■ 通学支援サービス利用実績 ■

	延べ利用者数	延べ利用回数
2022年度	705人	6,887回
2023年度	799人	11,508回

児童発達支援センター機能の充実【おやこ保健課(児童発達支援センター)】**拡充事業**

保護者支援の拡充を図るため、市内障害児通所支援事業所職員対象のペアレント・トレーニング講師養成講座を実施するとともに(参加者数:10名)、地域子育て支援センターにおいて、保護者支援講座及び相談会を実施しました(9施設、参加者数:66名)。また、令和6年度(2024年度)の改正児童福祉法の施行に向けた身近な地域における発達支援親子教室の試行実施や義務教育修了後の発達障害児を対象とした事業の新設準備など、令和6年度(2024年度)からの事業の拡充に向けて準備を進めました。

障害のある子どもへの支援の質の向上【おやこ保健課(児童発達支援センター)】

障害児通所支援事業所への巡回訪問や、障害児通所支援事業者連絡会の研修等、側面的支援を実施しました。また、支援者への研修機会の充実のため、YouTubeを活用した発達支援・障害児支援者研修を実施しました。

(2) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業【人権政策課】

子どもの権利条約に基づき子どもの人権を尊重し、外国にルーツを持つ子どもが自身のルーツを肯定的に受け止められる場を提供しています。また、外国にルーツを持つ子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ地域で安心して暮らしていけるよう、特に子どもに関係する行政機関や教育関係者と連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツを持つ子どもに対する支援および相談事業を行っています。



サンブレイスの活動の様子

多文化子ども保育「にこにこ」では、就学前の外国にルーツを持つ子どもたちが、読み聞かせや自由遊びなどの保育を通して、多様な子どもやおとなと接し、コミュニケーションを取ることで社会生活に慣れるための場づくりを行っています。

「子ども母語教室」では、小・中・高校生を対象に、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションができるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりや、エンパワメント*を行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、小・中・高校生を対象に、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。外国にルーツを持つ大学生もボランティアとして活動に携わっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。

また、15歳以上の外国にルーツをもつ若者が集い、自己実現をしていく場を創出する取組みとして「若者支援事業」を実施しています。

今後も、子ども・若者たちひとりひとりの声に耳を傾け、安心してつながれる場づくりをめざしていきます。

おとなサポート事業【人権政策課】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会をつくるため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながらサポートしています。

外国人のための一般生活相談では、主任相談員と相談員2名、外国語を母語とする多言語スタッフ8名を配置して相談対応をするとともに、相談の質を高めるための支援者研修を随時行いました。

多言語相談サービス(対応言語は日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語)は、週5日実施しています。

令和5年度(2023年度)の相談件数は延べ2,613件と前年よりも増加しており、リモート対応、SNSによる相談対応を継続するなど、相談しやすい環境づくりを進めています。多言語Facebookページでは、日本語を含め10言語で感染症対策や支援情報など様々な情報発信を継続しました。

今後は、これまでの取組みを継続すると共に、国際交流センターに来づらい相談者へのアウトリーチ*や、スタッフの能力向上をさらにはかるなど、支援の充実をはかっていきたいと考えています。

国際教室【学校教育課】

帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書き指導や学校の学習支援、多文化交流を目的とした活動を行いました。拠点校は、桜井谷・上野・高川・熊野田・豊島・東豊中・北丘の7小学校で実施しました。「国際教室」では多読活動やボードゲーム、フラッシュカードなどの教材・教具を活用し日本語学習や教科学習のサポートを行っています。

また、点在する「国際教室」がお互いに交流出来るように、10月にオンライン交流会を実施しました。普段は学校ごとに活動している「国際教室」ですが、他校にも同じ環境で頑張っている「仲



ショコラでの臨時相談会の様子

*は資料編「用語の解説」をご覧ください

間」の存在を知り交流できたことで本取組みへの励みとなりました。

今後も引き続き、さまざまな国の子どもたちが交流できる居場所づくりを目的とし、日本語の読み書きなど学校での学習活動のサポートを行います。

(3) ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

- ◆ひとり親家庭への支援については、第八章に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子ども(家庭)への支援については、第IX章に記載しています。

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの理解や気づきの視点、多分野連携による包括的支援の必要性などについて啓発を行うため、関係機関や地域活動従事者や市民に向けた講演会や研修会・出前講座を実施しました。

また、周囲の大人や支援関係者向けに、支援の考え方や多分野の役割、伴走型支援の重要性、当事者の気持ちや現状を理解するためのコラム等を掲載したリーフレットを、子どもピアリングや学識経験者等の意見を参考に作成しました。今後は、本リーフレットを出前講座や講演会等で説明しながら配布していくことで、周囲の大人が気づき、当事者をスムーズに支援につなぐ土壌づくりを推進していきます。



ヤングケアラー専用相談窓口の設置【こども安心課】

令和4年(2022年)4月にヤングケアラー専用相談窓口を開設し、令和5年度(2023年度)は11件(相談経路:市関係部局、学校、福祉・医療など関係機関)の相談支援を行いました。支援の中で、こども支援課が創設した子育て世帯訪問支援事業を活用し、ヤングケアラー本人や保護者の負担軽減を行いました。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)*を活用して、多分野の関係機関と個人情報共有や支援内容等の協議を行うとともに、「ヤングケアラー支援運営会議」を活用して外部有識者から個々の支援方針等に助言・意見をいただきました。

また、職員等の支援力向上・多機関連携強化に向けて、「ヤングケアラーと家族を支えるために～伴走型支援のあり方と実践について～」と題した講演とパネルディスカッション(こども支援課と共催)を行いました。

今後は、ヤングケアラーの相談につなげるため、中学校へのアンケートを通じてヤングケアラーの可能性のある生徒を把握し、学校を始めとした関係機関と連携して支援に取り組みます。

*は資料編「用語の解説」をご覧ください。